

オンラインでの退会届に関する注意点

多くのご質問いただいている点について解説しています。

「変更年月日」をいつにするかによって利用料が変わりますので、ご申請の前に必ずご一読ください。

なお、ご申請完了後の申請内容の変更等はいたしかねますので、ご不明な点がございましたら、ご申請の前に利用中の放課後児童クラブまでお問い合わせください。

1 申請日制限があります

申請時点で、退会日までの日数が15日に満たない場合、オンラインでの退会届は受け付けることができません。オンラインでの申請できない退会日を希望する場合は、恐れ入りますが紙の退会届を放課後児童クラブに提出してください。（紙の退会届は、放課後児童クラブで配布しており、その場で記入・提出が可能です。）

日	月	火	水	木	金	土
5/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
退会日まで15日以上なので申請できる						
15	16	17	18	19	20	21
← 期限日						
22	23	24	25	26	27	28
退会日まで15日未満なので申請できない						
29	30	31	6/1	2	3	4
← 退会日						

例えば上図のように、5月31日に退会（5月31日まで利用可能、6月1日から利用不可）しようとしたとき、5月18日以降は退会日（5月31日）まで15日未満となりますので、オンライン申請はできません。（オンライン申請できるのは、5月17日までとなります。）

（次のページも御確認下さい。）

2 退会年月日が含まれる月まで月額利用料がかかります

退会年月日が含まれる月まで、月額利用料がかかります。

日	月	火	水	木	金	土
(5月)29	30	31	(6月)1	2	3	4
児童クラブを利用できる期間 (退会日まで)						
5	6	7	8	9	10	11
退会日		退会日の次の日から児童クラブを利用できません				
12	13	14	15	16	17	18
19						25
25						(7月)1

6月1日から6日までの間に1日も児童クラブを利用していないとしても、退会日が6月に含まれていますので、6月分の利用料がかかります。

例えば上図のように、6月6日を退会日とする退会届を出した場合は、5月分と6月分の利用料が生じます。

このとき、退会前の期間、実際に児童クラブを利用したか否かを問わず、利用料が生じることに注意してください。また、日曜日・祝日（土曜日利用の区分でない方は土曜日も）は児童クラブを利用できませんが、その期間も入会中であれば利用料が生じる扱いとなります。

利用料を抑えるには、その月に入会中の日が生じないように退会届を提出する必要があります。上記の例でいうと、5月31日を退会日として退会届を提出すると、6月は入会中の日が生じておりませんので、6月の利用料はかかりません。

日	月	火	水	木	金	土
(5月)29	30	31	(6月)1	2	3	4
退会日		退会日の次の日から利用不可				
利用可能期間(退会日まで)						
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
25	26	27	28	29	30	(7月)1

このように末日を退会年月日とすると、6月には入会中の日が生じませんので、6月の利用料はかかりません。

また、退会希望日まで期日に余裕が無い場合、「1」の申請日制限によって退会日を希望の日付で入力できないことがあります。退会日（児童クラブが空いていない場合は、直前の児童クラブ開室日）までであれば、児童クラブに紙で申請を行うことができます。

なお、月の途中で退会しても、月の残りの日の分の利用料の払い戻しはできませんのでご注意ください。（一日でも入会中の日があると、ひと月分の利用料が生じます。）